

船舶事故調査報告書

令和2年12月9日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和2年5月17日 22時50分ごろ
発生場所	静岡県下田市神子元島南方沖合 神子元島灯台から真方位182°14.1海里（M）付近 （概位 北緯34°20.4′ 東経138°56.0′）
事故の概要	漁船第八藤丸は、東進中、操業準備を行っていた乗組員が負傷した。
事故調査の経過	令和2年6月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八藤丸、67.63トン SO2-3527（漁船登録番号）、有限会社藤丸 24.95m（Lr）×5.44m×2.26m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数350、昭和55年12月
乗組員等に関する情報	船長 男性 58歳 五級海技士（航海） 免許年月日 平成7年4月5日 免状交付年月日 令和2年1月17日 免状有効期間満了日 令和7年4月4日 漁ろう長 男性 68歳 乗組員A 男性 21歳
死傷者等	重傷 1人（乗組員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長、漁ろう長及び乗組員Aほか10人が乗り組み、操業の目的で、令和2年5月17日15時00分ごろ漁場に向け、静岡県焼津市焼津港を出港した。 漁ろう長は、操舵室で操業指揮に就き、ヒョウタン瀬付近の漁場に到着次第、棒受網漁を開始できるよう、他の乗組員を操業準備に当たらせ、魚群探査を行いながら東進した。

	<p>漁ろう長以外の乗組員は、各自、撒き餌の準備、向竹*1を振り出すための3か所のブームの降下、集魚灯が設置された竿（以下「あかり竿」という。）の振り出し、ネットローラーの振り出し、漁網の準備等の作業に当たった。</p> <p>乗組員Aは、前部マスト付近において、単独で、ブームを左舷側まで下した後、ブームに吊るされた向竹のロープ（以下「本件ロープ」という。）のたるみを取る作業を行う際、船体の動揺に備えてかがんで本件ロープ用電動機のリモコンを右膝の上のせて右肘で上から抑えた態勢で、同マスト基部に設置された滑車（以下「本件滑車」という。）付近の本件ロープを右手で掴んで同作業を行った。</p> <p>乗組員Aは、22時50分ごろ、意図せずに電動機が作動して手袋をつけた右手が滑車に巻き込まれ、右手中指を切断した。</p> <p>漁ろう長は、乗組員Aがあげた大声で、同人の負傷に気付き、操業準備を中断して下田港に向かうとともに、海上保安部に事故発生を通報した。</p> <p>乗組員Aは、下田港入港後、救急車に引き継がれて病院に搬送された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船及び負傷発生状況参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>乗組員Aは、3年の操業経験を持ち、操業準備作業に慣熟していた。</p> <p>乗組員Aは、ふだん、前部マスト付近でブームを左舷側まで下した後、一旦、左舷側に移動して、本件ロープの向竹に近い箇所を引っ張りながら、リモコンで本件ロープのたるみを取った後、前部マスト基部に再び移動して、別の乗組員により振り出されたあかり竿を固定するため、同竿に取り付けられたロープを前部マストに張り合わせる作業を行っていた。</p> <p>乗組員Aは、ブームを下した後左舷側まで移動してたるみ取り作業を行わなくても、このまま、前部マスト付近で、たるみ取り作業を行って支障ないと思った。</p> <p>乗組員Aは、自分が意図しないまま、右肘等でリモコンのボタンが押されて、電動機が作動したと思った。</p> <p>漁ろう長は、魚群探査に注意を向けていたので、乗組員Aが前部マスト基部でロープのたるみを取っていたことに気付かなかった。</p> <p>漁ろう長は、乗組員Aが3年前に乗船以来、作業手順等を指導し、これまで、同人を含む乗組員全員が作業手順を順守していたので、信頼していた。</p> <p>操業準備作業は、乗組員各自が、同時進行で、それぞれの作業にあ</p>

*1 棒受網漁において、網の（本船と）反対側の1辺を浮かせて、海中に幕状に垂らすため、その一辺に浮子を兼ねて取り付ける竹竿

	たっていた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、神子元島南方沖合において、操業準備作業を行いながら東進中、乗組員Aが、本件ロープのたるみを取る際、本件滑車付近の本件ロープを右手で掴み、電動機のリモコンを右膝の上のせて右肘で上から抑えた態勢で作業を行っていたところ、意図せずに右肘等でリモコンのスイッチが押されて電動機が作動したことから、同滑車に右手が巻き込まれて負傷したものと考えられる。 漁ろう長は、魚群探査に注意を向けていたことから、事故発生に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、神子元島南方沖合において、操業準備作業を行いながら東進中、乗組員Aが、本件ロープのたるみを取る際、本件滑車付近の本件ロープを右手で掴み、電動機のリモコンを右膝の上のせて右肘で上から抑えた態勢で作業を行っていたところ、意図せずに右肘等でリモコンのスイッチが押されて電動機が作動したため、同滑車に右手が巻き込まれて負傷したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業指揮者は、毎回、作業開始前に、作業における注意事項をマイク等で周知のうえ、作業員の状況を随時監視し、安全指導すること。 ・ 作業者は、リモコンを取り扱う際には、意図せずにボタンが押される等のことがないように、リモコンをしっかりと把持した状態で使用すること。 ・ 作業者は、ロープ作業を行う際、巻き込まれるおそれがある滑車等の可動部の近くを掴んで作業を行わないこと。

付図1 事故発生場所概略図

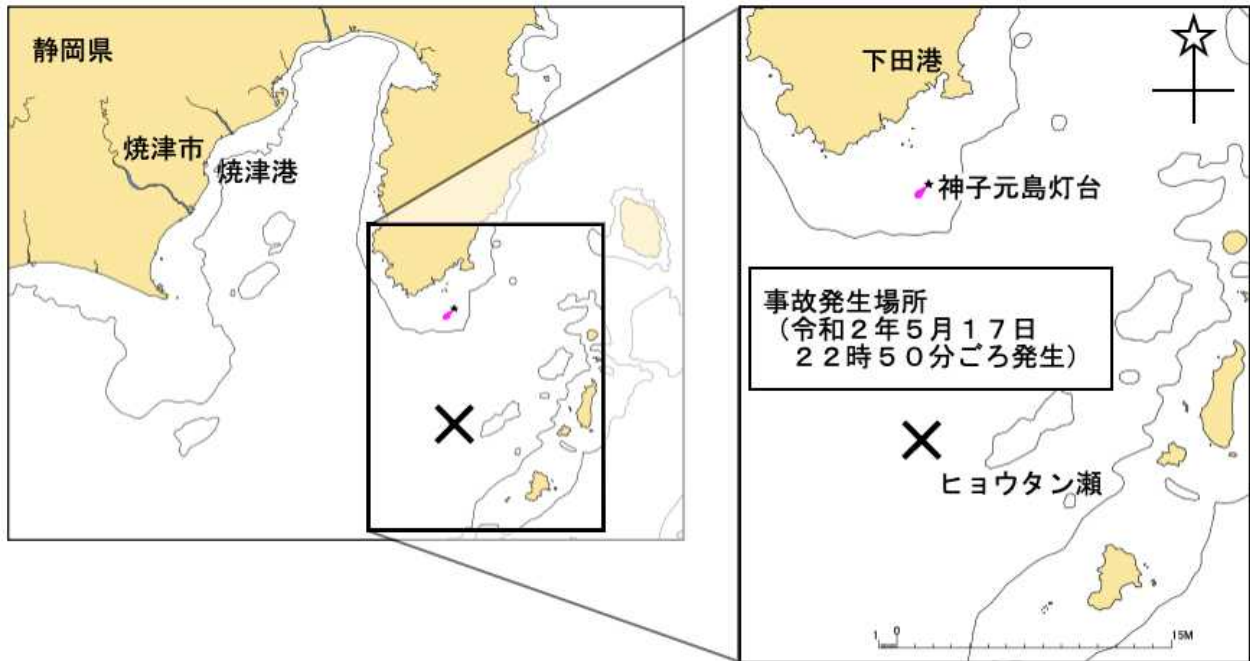


写真1 本船及び負傷発生状況

